



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

## 事例から学ぶ安全運転 テーマ「踏切の手前では、必ず一時停止を！」

### 【概要】

踏切が設けられている道路で、踏切の手前で一時停止せず、前の車に続いて漫然と踏切内に進入したところ、渋滞により先に進めなくなり、踏切内で一時、立ち往生したものを。

### ドライバー語録

「前の車が進んだので、私も踏切を渡り切れるだろうと思っていました。」

「まさか、前の車が渋滞で先詰まりして踏切内で止まってしまうことになるなんて…。」

「結果的には電車が来る前に、前へ進めたから良かったけれど、途中で警報器が鳴り始めた時には、パニックになりそうでした…。」



## 踏切手前では、「左右の確認と前方のスペースの有無を確認！」

皆さん、踏切を渡る前に一時停止を行い、左右の安全を確認していると思いますが、踏切を渡った先の道路状況も含めて安全を確認してから進んでいますか？

特に、朝夕などの交通量が多い時間帯は、各所で交通渋滞が発生するため、前の車が進んだからといって一時停止もせず、漫然と踏切内に進入してしまうと、前が先詰まりして、踏切内で立ち往生してしまう可能性もあります。

踏切手前では確実に一時停止を行い、左右の安全だけでなく、前方の道路状況についても十分確認しましょう。



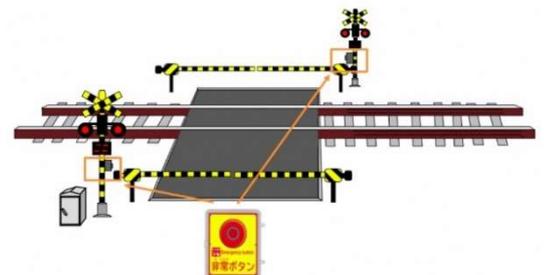
## 遮断機が閉じ始めたら、踏切内には進入できません！

踏切の手前で一時停止せずに踏切を渡る行為や、警報音が鳴りはじめ、遮断機が閉じようとしている時に、踏切内に進入する行為は「道路交通法違反」です。

踏切を渡る手前で警報音が鳴りはじめた場合には、急いで横断を開始したり、無理に踏切内に侵入してはいけません。

万が一、踏切内で車が動けなくなったり、立ち往生してしまった場合には、慌てずに車から降りて、踏切に設置してある「非常ボタン」を押しましょう。

「非常ボタン」が無い場合には、身の安全を確保した上で、発煙筒などで電車に知らせましょう。



## 「第31回セーフティ123キャンペーン」について

「セーフティ123キャンペーン」は、宮城県内で実施している県民参加型の交通安全キャンペーンで、今年で31回目となります。

セーフティ123は、毎回2万人以上の方々にご参加いただいております。模範運転を実践し、正しい交通マナーを習慣付けていただくとともに、宮城県の交通安全県民運動である「マナーアップみやぎ運動」を広く県民にお知らせし、悲惨な交通事故を減少させることを目的としています。

### ☆キャンペーン募集期間の終了について

21,195人（7,065チーム）の方に応募をいただき、ありがとうございました。

### ☆キャンペーン実施期間☆ 令和6年6月15日から令和6年10月15日までの123日間

- 3人で1チームを組み、実施期間中の無事故・無違反に挑戦していただきます。
  - 123日間の無事故無違反を達成されたチームには、抽選で賞品を贈呈します。
  - 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1年間用）が送付されます。
    - ◇ 1年以上の無事故無違反を達成された参加者にはSDカードも送付されます。
    - ◇ SDカード優遇店では、SDカードの提示により割引や優遇特典を受けることができます。
- ※ SDカード優遇店の詳細は「SDカード優遇店検索」をご覧ください。

	<p>企業団体様からの協賛金（10万円、10以上）又は提供品を受け付けております。</p> <p>なお、協賛金50万円以上は、「特別協賛企業・団体」とさせていただきます。</p> <p>協賛金等は、無事故無違反を達成したチームに贈呈される賞品の購入に活用させていただきます。</p> <p>協賛企業団体名は、県公式ウェブサイトや、セーフティ123キャンペーンパンフレットなどに掲載して広くお知らせします。</p>
連絡先	<p>詳細は、実行委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>☎ 022-211-2438（平日8：30から17：15）</p>

## 自転車利用時の交通ルールの遵守について

自転車は、身近な交通手段として広く利用されており、環境負荷の低減、健康増進、災害時の交通機能維持、観光振興等にも大きな役割を果たしています。

一方、交通事故件数は減少傾向にある中、自転車に関連する交通事故は増加しており、県内における本年上半期の自転車事故の死者は昨年を大きく上回る5人となっています。

また、自転車事故の死傷者の約4割に違反が認められており、危険な運転が事故を誘発しているケースが非常に多くなっています。

また、一時不停止や信号無視などの危険な違反行為は、自転車であっても交通取締りの対象となり、自転車で危険行為を反復して行った方（3年以内に2回以上。危険行為により事故を発生させた場合も含む）は、公安委員会の行う「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

自転車も一時停止や信号を守るなど、交通ルールを守って、安全に利用しましょう。

また、大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。

詳しくは、宮城県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/koutuururu.html>

